

兵庫県立農業大学校評価実施要領

第1 趣旨

この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第42条及び第43条に基づき、兵庫県立農業大学校（以下「農大」という。）の学校評価を実施するために必要な事項を定める。

第2 学校評価の実施

農大は、意欲と実践力あるたくましい担い手を養成する使命がある。そのため、より望ましい学校運営の改善に資するため、農大の運営状況について農大職員で構成する内部評価会が自ら評価（以下「内部評価」という。）し、その結果を基に学校評議委員会が評価（以下「外部評価」という。）するものとする。

また、その結果をホームページ等で公表するものとする。

第3 実施方法等

1 農大評価システムの基本姿勢

- (1) 農大は、この評価システムにより、農大の現状と課題を再確認し、職員、学生、保護者並びに関係者が一体となって、より良い農大づくりに取り組むものとする。
- (2) 農大評価システムは、内部評価会が内部評価し、その結果を基に学校評議委員会による外部評価を受けることを基本とする。

2 農大評価の推進組織の整備

(1) 内部評価会の設置

校長は、農大校評価システムの運営を行うとともに、外部評価結果に伴う更なる改善を推進するため、農大内に、校長及び校長が指定した者からなる内部評価会を設置するものとする。

(2) 学校評議委員会の設置

校長は、当該年度の達成状況に関して、意見交換を通じて評価を行い、農大の自律的改善を図るため、兵庫県立農業大学校学校評議委員会設置要綱に基づき学校評議委員会を設置するものとする。

3 重点目標、評価項目の設定

校長は学校教育目標、重点目標、当該年度の評価項目、評価の観点を設定し、農大評価システムシートに必要事項を記載するものとする。

4 評価等の実施

農大は、当該年度の達成目標である評価項目についての達成状況を内部評価し、年度末までにその結果を踏まえた外部評価を通じて、農大評価を行うものとする。

5 評価結果の活用

校長は、上記4の評価結果をもとに、当該年度の成果と改善すべき課題を分析し、次年度以降の重点目標や評価項目等に反映させるほか、更なる改善に生かすものとする。

第4 重点目標、評価項目等及び評価結果の公表

1 重点目標、評価項目等の公表

農大は、重点目標、評価項目等を決定したときは、必要事項を記載したシステムシートやその他の資料により速やかに公表するものとする。

2 評価結果の公表

農大は、内部評価結果及び外部評価結果を速やかに公表するものとする。この場合において、当該年度の評価結果を、その次年度の早い時期に、次年度の重点目標、評価項目等と併せて公表するものとする。

3 公表の方法

重点目標、評価項目等及び評価結果の公表は、保護者や農業関係者、関係機関等に広く伝えることができるよう、農大のホームページへの掲載など適切な方法で行うものとする。

第5 実施上の注意事項

- 1 校長は、農大評価システムの趣旨等について、職員の共通理解が得られるよう努めるものとする。
- 2 評価項目及び具体的方策は、重点目標に対する農大の現状と課題を整理し、具体的で分かりやすく設定するものとする。
- 3 評価指標は、成果を評価できるよう、具体的で分かりやすく設定するものとする。
- 4 評価結果の公表に当たっては、その内容・表現等について必要な配慮を行うとともに個人情報情報の取扱に十分注意する。

第6 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 2 この要領は、平成27年2月16日から実施する。

兵庫県立農業大学校 学校評議委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び兵庫県立農業大学校評価実施要領に基づき、兵庫県立農業大学校学校評議委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大学校の評価システムに関すること。
- (2) 大学校の重点目標、評価項目に関すること。
- (3) その他大学校の評価に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、委員会の運営において知り得た個人、法人その他の団体等に関する情報を外部に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員を離任した後、あるいは委員会を解散した後においても同様とする。

(旅費)

第6条 委員及び委員長が必要と認めた者が委員会の職務を行うためには、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により同条例第2条1項第3号の職員に対して支給する額とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、兵庫県立農業大学校において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は別に定める。

付則

(委員選定の見直し)

学校評議員会委員の選定は、学校評価開始後3年を目処に見直し、新たに農業高校、農協等農業団体の委員を加えるものとする。

(施行期日)

この要領は、平成27年2月16日から施行する。

別表（第3条関係）

兵庫県立農業大学校 学校評議委員会委員

区 分	所 属 職 名
学識経験者	ひょうご就農支援センター長
農業高校代表	播磨農業高等学校長
農業者代表	農業経営士（加西市内経営）
卒業生代表	同窓会長
保護者代表	保護者会長
学生代表	学生自治会長
行政	農業経営課長
	農業改良課長
	農林水産技術総合センター総務部長
	同 農業大学校長